

介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業 重要事項説明書

1. 事業者・事業所の概要

法人名	社会福祉法人 隠岐共生学園
代表者職氏名	理事長 名越 彰
所在地	島根県隠岐郡隠岐の島町栄町1088番地
事業所名	訪問介護事業所たまゆの杜
所在地	島根県松江市玉湯町湯町1924番地1
事業所番号	320102043
連絡先	☎0852-62-8502 (8:30~17:30)
営業日	365日
営業時間	24時間
サービス提供地域	松江市

2. 施設運営の基本理念

当事業所は、法人創設以来の伝統である共生（ともいき）の精神を基調とし、その長年にわたる豊富な経験を生かし、介護を必要とする高齢者等に対し、専門的な能力と技術をもって質の高いサービスの提供を行います。又、地域やご家族との結びつきを重視した運営を心掛けるとともに、他の関係機関との密接な連携に努め、もってご利用者及びそのご家族の福祉増進を図るものとします。

3. 訪問サービスの基本方針

- (1) 訪問サービス計画に基づき、居宅において可能な限り日常生活が営め、その有する能力に応じ、入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除・買い物等の生活援助その他の日常生活上の援助を行います。
- (2) 提供する訪問サービスの質の評価を行い、常にその改善・向上を図るよう努め、訪問サービスの提供を行います。
- (3) ご利用者及びご家族に対し、訪問サービスの提供方法について解りやすく解説します。
- (4) 居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものと密接な連携を図り、居宅サービス計画に沿った指定訪問サービスの提供を行います。

4. サービスの内容

身体介護	生活援助
① 排泄・食事介助	① 調理
② 清拭・入浴・身体整容	② 衣類の洗濯・補修
③ 体位交換	③ 住居の掃除・整理整頓
④ 移動・移乗介助、外出介助	④ 生活必需品の買い物
⑤ その他必要な身体の介護	⑤ その他必要な家事

- (1) サービス提供にあたっては、別添の「訪問サービス計画」に沿って計画的に提供します。
- (2) サービス内容の詳細については、別添の「訪問サービス計画書」により、ご利用者の希望を確認した上で実施します。
- (3) 訪問介護員（ヘルパー）は、サービス提供の都度、ご利用者・ご家族の同意を得て、サービスの提供に必要な範囲で消耗品や器具・材料を使用します。

5. 訪問サービス計画の作成・変更

- (1) サービス提供責任者は、ご利用者の日常生活全般の状況を踏まえ、訪問サービス計画を作成します。
- (2) 訪問サービス計画は、居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合はその内容に沿って作成し、訪問介護サービスの目標や目標達成のための具体的なサービス内容等を記載します。
- (3) サービス提供責任者は、訪問サービス計画作成後も、当該計画の実施状況を把握し、必要に応じて当該訪問サービス計画の変更を行います。
また、居宅サービス計画（ケアプラン）の変更に伴い訪問サービス計画の変更も必要となる場合には、当該訪問サービス計画を変更します。

6. 利用する訪問サービスの内容を変更したい場合

- (1) ご利用者は、訪問サービスの内容を変更するように申し出ることができます。「訪問介護事業所たまゆの杜」では、ご利用者またはご家族からの申し出があった場合、居宅支援事業者と連絡を取り、必要なサービスの内容を変更します。
- (2) 訪問サービスの内容を変更した場合、「訪問介護事業所たまゆの杜」とご利用者とは、ご利用者が変更後に利用する訪問サービスの内容、利用回数、利用及び介護保険の適用の有無について記載したサービス利用表により合意を交わします。

7. サービス提供の記録等

- (1) サービス提供をした際には、「訪問実施記録書」の書面に必要事項を記入します。
- (2) ご利用者の訪問サービスの提供に関する記録を整備し、契約完了日から2年間保存します。また、記録についてはご利用者の方の求めがあれば閲覧に応じ、実費負担によりその写しを交付します。

8. 職員の体制

管理者	1名（常勤兼務）
サービス提供責任者	2名（常勤兼務）
訪問介護員	4名（常勤2名、非常勤2名）

9. 担当の訪問介護員

ご利用者に訪問介護員（ヘルパー）が交代で訪問サービスを提供します。また、訪問介護員（ヘルパー）は、常に身分証を携行し、①初めてご利用者の居宅を訪問したとき、②ご利用者やそのご家族からの提示を求められたときは、いつでも身分証を掲示します。

10. 訪問介護員の交替

- (1) 選任された訪問介護員の交替を希望する場合は、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者からの特定の訪問介護員の指名はできません。
- (2) 事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。この場合は、ご利用者及びそのご家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分配慮するものとします。

1 1. 緊急時の対応

訪問サービス提供中に、ご利用者に急変及び事故が生じた場合、必要に応じてご利用者の主治医または協力機関と連絡をとり、必要な措置を講じます。また、ご家族にもご連絡いたします。

1 2・虐待の防止

当事業所は虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会（テレビ電話等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について訪問介護員等に周知徹底する。

事業所における虐待防止のための指針を整備し、訪問介護職員等に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。

1 3・事故発生時の対応

事業所ハサービス提供により利用者に対し事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者の家族に連絡をするとともに必要な措置を行い、賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行います。

1 4. サービス内容に関する相談・苦情

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

(1) 苦情受付窓口

○担当者 : 管理者 山崎 知良 (TEL : 0852-62-8502)

○受付時間 : 月曜日～金曜日 (8:30～17:30)

(2) 行政機関その他苦情受付機関

○松江市役所 介護保険課 (TEL : 0852-55-5689)

○島根県国民健康保険団体連合会 (TEL : 0852-21-2811)

1 5. 利用者負担金について

*訪問介護特定事業所加算(Ⅱ)を算定

(1) ご利用者からいただく基本料金は、次のとおりです。

(2) 自己負担割合が2割・3割の方は、下記料金のそれぞれ2倍・3倍となります。

① 訪問型サービス費(Ⅰ) 週1回程度の利用が必要な場合
1,176円/月

② 訪問型サービス費(Ⅱ) 週2回程度の利用が必要な場合
2,349円/月

③ 訪問型サービス費（Ⅲ） 週2回以上の利用が必要な場合
3,727円/月

◎ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）・・・上記利用料合計の24.5%加算させていただきます。

※ その他加算等は別紙利用料金表を参照下さい。

16. 介護保険給付対象外サービス利用料金

交通費・・・通常の実施地域内はいただきません。但し、通常の実施地域を越えて訪問を行った場合は次の実費を徴収いたします。

(1) 通常の事業実施地域を越えた地点から片道10キロメートル未満・・・120円

(2) 通常の事業実施地域を越えた地点から片道10キロメートル以上・・・250円

17. 利用料金のお支払い方法

利用料のお支払は次のいずれかの方法でお支払いください。

① 事業所での現金支払

② 銀行振込

振込先 島根銀行 上乃木支店

普通預金 0201896

訪問介護事業所たまゆの杜 管理者 山崎知良

③ 口座振替

18. キャンセルする場合

ご利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡ください。

連絡先 : 訪問介護事業所たまゆの杜

☎0852-62-8502

19. サービス実施時の留意事項

① 訪問介護員（ヘルパー）は、ご利用者の介護や家事の準備等を行うこととされています。

家族の方の食事の準備など、当事業所が提供するサービスで定められたサービス以外の業務を訪問介護員に依頼することはできませんので、ご了承ください。

② 金銭（預金）の引き出し等を行えません。

③ 訪問介護員（ヘルパー）に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

④ 道路事情等で訪問時間が多少前後することも考えられますので、予めご了承ください。

令和 年 月 日

訪問サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 社会福祉法人 隠岐共生学園

事業所 訪問介護事業所たまゆの杜

説明者 職・氏名 印

契約書及び本書面により事業者から重要事項の説明を受けるとともに、訪問介護サービスの提供開始及び、個人情報の使用について同意をいたしました。

利用者 住所

氏名 印

代理人 住所

氏名 印

(利用者との続柄 :)

身元引受人 住所

氏名 印